

平成25年4月

お客様各位

遠軽信用金庫

「振り込め詐欺救済法」への対応について

平成20年6月21日に「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（略称「振り込め詐欺救済法」）が施行されました。

この法律は、振り込め詐欺等の被害に遭われた方のために金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ、滞留している犯罪被害金の支払手続等を定めた法律です。

当金庫では、振り込め詐欺等の犯罪により当金庫の預金口座に振り込まれた方及び当金庫から他の金融機関へ振り込みされた方からのご照会・ご相談につきましては、下記の【お問い合わせ先】にて承っております。

詐欺など他人の財産を騙し取る犯罪行為（振り込め詐欺・インターネットオークションを利用した詐欺・ヤミ金融など）により、預金口座等への振込先となった犯罪利用口座につきましては、預金保険機構のホームページに公告されております。（当金庫ホームページ「振り込め詐欺救済法に基づく公告」からもアクセスできます）

預金保険機構のホームページ <http://furikomesagi.dic.go.jp/>

※「決定表」の閲覧について

「振り込め詐欺救済法」により、金融機関が被害回復分配金の支払該当者を決定した場合に作成される「決定表」の閲覧をご希望される方は、下記の【お問い合わせ先】までお申し出ください。

なお、「決定表」の閲覧期間は、預金保険機構が「被害回復分配金の額を金融機関が決定表に記載した旨の公告」を行った日から6か月とさせていただきます。

【お問い合わせ先】

遠軽信用金庫 事務管理部門

電話番号（代表）TEL 0158-42-2141

〔受付時間〕 平日 9:00～17:00

（土・日・祝日・年末休業日及び正月3が日を除きます）

以上